

株式等の決済期間の短縮化に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	5
3. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	6
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
5. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	8
6. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	9
7. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	10
8. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	16
9. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	18
10. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	22
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	23
12. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	28
13. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	29
14. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	31
15. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	33
16. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	35
17. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	37

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して<u>3日</u>目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>4日</u>目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>3日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日</u>目の日に、当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>4日</u>目の日に、決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日</u>目の日に決済を行うものとする。</p> <p>6 発行日決済取引は、内国法人の発行する株券又</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して<u>4日</u>目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>5日</u>目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>4日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>6日</u>目の日に、当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>5日</u>目の日に、決済を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して<u>6日</u>目の日に決済を行うものとする。</p> <p>6 発行日決済取引は、内国法人の発行する株券又</p>

は投資信託受益証券の発行者が、株主割当（優先出資者割当及び受益者割当を含む。）により新たに発行する株券について第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日までで行うものとし、当該売買最終日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）株券（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券及び受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約権証券をいう。）

（優先株を除く。）は、上場会社（本所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは、当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の（a）及び（b）に掲げる銘柄にあっては、当該（a）及び（b）に定めるところによる。

（a）上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の2日前の日及び当該併合等の効力発生の日の前日について、当該併合等の効力発生後の単元

は投資信託受益証券の発行者が、株主割当（優先出資者割当及び受益者割当を含む。）により新たに発行する株券について第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日までで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）株券（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国株預託証券及び受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約権証券をいう。）

（優先株を除く。）は、上場会社（本所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは、当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の（a）及び（b）に掲げる銘柄にあっては、当該（a）及び（b）に定めるところによる。

（a）上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の3日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発

株式数とする。

(b) (略)

b・c (略)

(2)～(6) (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 債券又は転換社債型新株予約券付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(5) (略)

(立会外分売)

第30条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第33条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して3日目の日(第8条第3項各号に掲げる日の売買については、4日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第8条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については5日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については4日目の日とする。

3～5 (略)

(過誤のある注文の公表)

第65条の2 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した会員の名称その他の本所が定める事項を公表することができる。

生後の単元株式数とする。

(b) (略)

b・c (略)

(2)～(6) (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(5) (略)

(立会外分売)

第30条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第33条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日(第8条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第8条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3～5 (略)

(過誤のある注文の公表)

第65条の2 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した会員の名称その他の本所が認める事項を公表することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる有価証券の売買に係る決済から適用する。
- 2 改正後の第15条第1号aの(a)の規定は、平成31年7月18日以後に効力発生の日が到来する同号aの(a)に規定する併合等から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したときは、本所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して<u>3日</u>目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる発行日決済取引から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(発行日決済取引の売買証拠金)</p> <p>第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したときは、本所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して<u>4日</u>目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第13条 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>3日目</u>（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に第13条に規定する売買成立の日の6か月目の応当日が到来する自己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第13条 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>4日目</u>（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して<u>3日目</u>(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する株式分割又は株式無償割当てから適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して<u>4日目</u>(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社(委託者指図型投資信託の受益証券に限る。)若しくは受託者である信託会社等(委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。)は、前項に規定する場合において、投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して<u>3日</u>且(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する上場不動産投資信託証券に係る投資口又は受益権の分割から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないとして本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社(委託者指図型投資信託の受益証券に限る。)若しくは受託者である信託会社等(委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。)は、前項に規定する場合において、投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して<u>4日</u>且(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</p>

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して<u>3日目</u> (休業日を除外する。) の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する上場受益証券に係る受益権の分割から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないとして本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して<u>4日目</u> (休業日を除外する。) の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 普通取引(立会外分売を含む。次項において同じ。)における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して<u>3日目</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>3日前</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、当該期日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買成立の日から起算して<u>4日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 普通取引(立会外分売を含む。次項において同じ。)における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して<u>4日目</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利付債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>4日前</u>(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して<u>6日目</u>の日の午前9時までに、当該期日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買成立の日から起算して<u>5日目</u>の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号</p>

に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ)

第20条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員

に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ)

第20条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定

が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日決済取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日決済取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第28条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第32条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その2日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。

2 第39条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(優先出資、受益権及び投資口に表示される権利を含む。第38条及び第39条において同じ。)の売付け又は買付けが成立

する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに相当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日決済取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日決済取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第28条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第32条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その3日前(取引所の休業日を除外する。)の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日(取引所の休業日を除外する。)これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

2 第39条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(優先出資、受益権及び投資口に表示される権利を含む。第38条及び第39条において同じ。)の売付け又は買付けが成立

した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整)

第39条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っ

した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整)

第39条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っ

ている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合（当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日が、当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、取引所の定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格を当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる有価証券の売買及び信用取引による売付け又は買付けから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第26条及び第37条の規定は、施行日以後に第26条第1項及び第37条第1項に規定する損失計算が生じた日が到来する発行日決済取引及び信用取引から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第32条第1項本文の規定は、平成31年7月18日以後に弁済期限が到来する信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けから適用し、同項ただし書及び同条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項ただし書及び同条第2項に規定する売買成立の日の6か月目の応当日が到来する信用取引による売付け又は買付け及び株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けから適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、この改正規定は、

ている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合で、取引所の定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格を当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則
の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して<u>3日目</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程（以下「規程」という。）第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については<u>5日目</u>の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については<u>4日目</u>の日とする。</p> <p>(立会外取引に係る自己信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第16条の2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>3日目</u>の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p>(顧客の受渡時限)</p> <p>第19条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p>	<p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して<u>4日目</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程（以下「規程」という。）第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して<u>5日目</u>の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については<u>6日目</u>の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については<u>5日目</u>の日とする。</p> <p>(立会外取引に係る自己信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第16条の2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して<u>4日目</u>の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</p> <p>(顧客の受渡時限)</p> <p>第19条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p>

(1) (略)

(2) 第5条第2号に規定する日に決済を行う
単一銘柄取引、終値取引及び自己株式立会外買
付取引の委託

売買成立の日から起算して3日目の日の午
前9時

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則
第8条第2項各号に掲げる日に成立した立会外
取引については、顧客は、当該売買成立の日から
起算して4日目の日(利付転換社債型新株予約権
付社債券の売買において、同条第3項又は第4項
に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号
に定める期日の売買については5日目の日とし、
同条第3項に定める場合における当該期日の翌
日の売買については4日目の日とする。)の午前
9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員
に交付するものとする。

3 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成31年7月16日から施
行し、この改正規定施行の日(以下「施行日」と
いう。)以後に行われる有価証券の売買に係る決
済から適用する。

2 改正後の第16条の2の規定は、施行日以後に
売買成立の日の6か月目の応当日が到来する自
己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、
売買システムの稼働に支障が生じた場合その他
やむを得ない事由により、平成31年7月16日
から施行することが適当でないとき本所が認める
場合には、同日以後の本所が定める日から施行す
る。

(1) (略)

(2) 第5条第2号に規定する日に決済を行う
単一銘柄取引、終値取引及び自己株式立会外買
付取引の委託

売買成立の日から起算して4日目の日の午
前9時

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則
第8条第2項各号に掲げる日に成立した立会外
取引については、顧客は、当該売買成立の日から
起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権
付社債券の売買において、同条第3項又は第4項
に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号
に定める期日の売買については6日目の日とし、
同条第3項に定める場合における当該期日の翌
日の売買については5日目の日とする。)の午前
9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員
に交付するものとする。

3 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の<u>2日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日とする。</p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日とする。</p>
<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した会員は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第11条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第65条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 転換社債型新株予約権付社債券 第22条第1項第3号に定める金額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した会員は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第11条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第65条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 転換社債型新株予約権付社債券 第22条第1項第2号に定める金額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(債券の売買単位)</p> <p>第16条 規程第15条第5号に規定する債券の売買単位は、額面金額とする。</p>	<p>(債券の売買単位)</p> <p>第16条 規程第15条第3号に規定する債券の売買単位は、額面金額とする。</p>

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第17条 規程第15条第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額とする。

(配当落等の期日)

第18条 規程第25条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

権利確定日の前日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前の日)とする。

(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)

第18条の2 規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日の2日前の日とする。

(取得対価の変更期日等)

第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日

旧条件最終適用日の前日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の2日前の日)とする。

b 行使条件の変更期日

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第17条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額とする。

(配当落等の期日)

第18条 規程第25条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

権利確定日の2日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)とする。

(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)

第18条の2 規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日の3日前の日とする。

(取得対価の変更期日等)

第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日)とする。

b 行使条件の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第19条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の2日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。

（売買の停止）

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約券付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の2日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の3日前の日）から当選番号発表日までとする。

旧条件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日）とする。

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第19条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日）とする。

（売買の停止）

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当選番号発表日までとする。

(2) ~ (4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第18条第2号の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株券の売買から適用する。
- 3 改正後の第18条の2の規定は、平成31年7月18日以後に効力発生の日が到来する場合の株式併合後の株券の売買から適用する。
- 4 改正後の第19条第2号aの規定は、平成31年7月17日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の取得対価の変更及び表示株式数の変更から適用し、同号b本文の規定は、同月18日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用し、同号bただし書の規定は、同月19日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用する。
- 5 改正後の第19条の2第2号本文の規定は、平成31年7月18日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用し、同号ただし書の規定は、同月19日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用する。
- 6 改正後の第21条第1号の規定は、平成31年7月18日以後に抽選償還の当選番号発表日が到来する債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止から適用する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないとして本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

(2) ~ (4) (略)

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して<u>4日目</u>の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に繰り延べる有価証券の引渡しから適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないとき本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して<u>5日目</u>の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第一項関係 (1)～(3) (略) (4) 上場時価総額 a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他本所当該最終価格によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>前日</u>（休業を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>2日前</u>（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）において同じ。）又は上場外国株預託証券等の数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券又は外国預託証券等の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場外国預託証券等の数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。 aの2 (略)</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第一項関係 (1)～(3) (略) (4) 上場時価総額 a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他本所当該最終価格によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の<u>2日前の日</u>（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前</u>の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）において同じ。）又は上場外国株預託証券等の数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券又は外国預託証券等の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場外国預託証券等の数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。 aの2 (略)</p>

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の日々の上場株式数又は上場外国株預託証券等の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の前日（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数又は外国株預託証券等の数を加減する。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数又は上場外国株預託証券等の数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c～f （略）

(5)～(7) （略）

(8) 事業活動の停止

a （略）

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券（又は外国株預託証券等）を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の日々の上場株式数又は上場外国株預託証券等の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数又は外国株預託証券等の数を加減する。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数又は上場外国株預託証券等の数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c～f （略）

(5)～(7) （略）

(8) 事業活動の停止

a （略）

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券（又は外国株預託証券等）を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(13)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前 (休業日を除外する。)の日

(a)・(b) (略)

b (略)

(15) (略)

(16) 全部取得

第18号に該当する日には、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのある時は、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の2日前 (休業日を除外する。)の日

b (略)

(17)・(18) (略)

4. 第4条 (上場廃止日) 関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項第8号 (同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券合併がその効力を生ずる日の2日前 (休業日を

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(13)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日

(a)・(b) (略)

b (略)

(15) (略)

(16) 全部取得

第18号に該当する日には、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのある時は、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

b (略)

(17)・(18) (略)

4. 第4条 (上場廃止日) 関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項第8号 (同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券合併がその効力を生ずる日の3日前の日

除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第6項第5号又は第6条第4項第5号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の前日(休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前(休業日を除外する。)の日。)

(5) 第2条第1項第15号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日。

(6) 第2条第1項第18号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日。

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(7) (略)

(8) 第2条第4項第1号(第2条の2第4項による場合を含む。)に該当する上場外国株預託証券等(次の(8)の2に掲げる上場外国株信託受益証券を除く。)

預託契約等が終了となる日の前日(休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前(休業日を除外する。)の日)。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(4) 第2条第1項第12号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第6項第5号又は第6条第4項第5号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の2日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前の日。)

(5) 第2条第1項第15号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日。

(6) 第2条第1項第18号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日。

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

(7) (略)

(8) 第2条第4項第1号(第2条の2第4項による場合を含む。)に該当する上場外国株預託証券等(次の(8)の2に掲げる上場外国株信託受益証券を除く。)

預託契約等が終了となる日の2日前の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の3日前の日。)ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(8)の2 信託の併合により第2条第4項第1号
(第2条の2第4項による場合を含む。)に該当
する上場外国株信託受益証券

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前(休
業日を除外する。)の日

(9) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の1.(4)の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無償割当て又は株式併合から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

(8)の2 信託の併合により第2条第4項第1号
(第2条の2第4項による場合を含む。)に該当
する上場外国株信託受益証券

信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の
日

(9) (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第4条</u>第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日の<u>2日前</u>（休業日を除外する）の日</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日の<u>3日前</u>（休業日を除外する）の日</p> <p>(5) (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定保管振替機構の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替</p>	<p>4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して<u>5日前</u>（休業日を除外する。<u>以下日数計算について同じ。</u>）の日</p> <p>d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して<u>5日前</u>の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して<u>4日前</u>の日</p> <p>g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定保管振替機構の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替</p>

業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して3日前(休業日を除外する。)の日

h・i (略)

業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日

h・i (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないとして本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。</p> <p>d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日</p> <p>g (略)</p>	<p>2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。</p> <p>d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して<u>4日前</u>（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>e (略)</p> <p>f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して<u>5日前</u>の日</p> <p>g (略)</p>
付 則	
1 この改正規定は、平成31年7月16日から施	

行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い (不動産投信特例第12条関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号aの(a)については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。</p> <p>a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の<u>2日前</u>(休業日を除外する。)の日</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>9. 上場廃止日の取扱い(不動産投信特例第13条関係)</p> <p>第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第12条第1項第3号aの(a)うち、他の投資法人と合併し解散する場合に該当する銘柄</p> <p>合併がその効力を生ずる日の<u>2日前</u>(休業日を除外する。)の日</p> <p>(2) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄</p> <p>規約で定めた存続期間の満了となる日の<u>前日</u>(休業日を除外する。)当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の<u>2日前</u>(休業日を除外する。)の日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い (不動産投信特例第12条関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号aの(a)については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。</p> <p>a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。<u>以下日数計算において同じ。</u>)の日</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>9. 上場廃止日の取扱い(不動産投信特例第13条関係)</p> <p>第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 第12条第1項第3号aの(a)うち、他の投資法人と合併し解散する場合に該当する銘柄</p> <p>合併がその効力を生ずる日の<u>3日前</u>の日</p> <p>(2) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄</p> <p>規約で定めた存続期間の満了となる日の<u>2日前の日</u>(当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の<u>3日前の日</u>)。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p>

(3) 第12条第2項第14号に該当する銘柄
原則として、投資信託約款が変更となる日の2
日前(休業日を除外する。)の日(当該変更となる
日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の
3日前(休業日を除外する。)の日)

(4) 第12条第2項第15号に該当する銘柄
(次の(4)の2に掲げる銘柄を除く。)

投資信託契約が終了となる日の前日(休業日を
除外する。)当該終了となる日が休業日に当たる
ときは、当該終了となる日の2日前(休業日を
除外する。)の日)。ただし、本所が速やかに上場廃
止すべきであると認めた場合は、この限りでな
い。

(4)の2 信託の併合により第12条第2項第1
5号に該当する銘柄

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前(休
業日を除外する。)の日

(5)～(8) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成31年7月16日から施
行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売
買システムの稼働に支障が生じた場合その他や
むを得ない事由により、平成31年7月16日か
ら施行することが適当でないと本所が認める場
合には、同日以後の本所が定める日から施行す
る。

(3) 第12条第2項第14号に該当する銘柄
原則として、投資信託約款が変更となる日の3
日前の日(当該変更となる日が休業日に当たると
きは、当該変更となる日の4日前の日)

(4) 第12条第2項第15号に該当する銘柄
(次の(4)の2に掲げる銘柄を除く。)

投資信託契約が終了となる日の2日前の日(当
該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終
了となる日の3日前の日)。ただし、本所が速や
かに上場廃止すべきであると認めた場合は、この
限りでない。

(4)の2 信託の併合により第12条第2項第1
5号に該当する銘柄

信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の日

(5)～(8) (略)

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面 <u>計算期間の末日の2日前</u> (休業日を除外する。)の日 (計算期間の末日が休業日に当たるときは、<u>計算期間の末日の3日前</u> (休業日を除外する。))の日)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合 (次号に掲げる場合を除く。) <u>投資信託契約が終了となる日の前日</u> (休業日を除外する。<u>当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前</u> (休業日を除外する。))の日)。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)の2 信託の併合により受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合 <u>信託の併合がその効力を生ずる日の2日前</u> (休業日を除外する。))の日</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面 <u>計算期間の末日の3日前</u> (休業日を除外する。<u>以下日数計算について同じ。</u>)の日 (計算期間の末日が休業日に当たるときは、<u>計算期間の末日の4日前</u>の日)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止日の取扱い)</p> <p>第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合 (次号に掲げる場合を除く。) <u>投資信託契約が終了となる日の2日前の日</u> (当該終了となる日が休業日に当たるときは、<u>当該終了となる日の3日前</u>の日)。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)の2 信託の併合により受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合 <u>信託の併合がその効力を生ずる日の3日前</u>の日</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成31年7月18日以後に計算期間の末日が到来する上場受益証券から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

**立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則
の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、本所がその都度定める。</p> <p>(1) 普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日から、当該期日から起算して<u>3日目</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで</p> <p>(2) 業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して<u>4日目</u>の日 (利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第8条第4項に定める場合には、当該期日から起算して<u>5日目</u>の日とする。) 以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで</p> <p>4 (略)</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、本所がその都度定める。</p> <p>(1) 普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日から、当該期日から起算して<u>4日目</u> (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで</p> <p>(2) 業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して<u>5日目</u>の日 (利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第8条第4項に定める場合には、当該期日から起算して<u>6日目</u>の日とする。) 以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで</p> <p>4 (略)</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に行われる有価証券の売買に係る決済から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他や</p>	

むを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。